

前橋市景観計画推進委員会設置要綱

令和 6 年 月 日 伺定め

(設置)

第 1 条 前橋市における良好な景観の形成を総合的に検討し、実効的に推進するための庁内組織である前橋市景観計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 本市における良好な景観の形成に関すること。
- (2) 景観法第 8 条第 1 項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という）の策定及び改定に関すること。
- (3) その他、良好な景観の形成に関し、特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市計画部長を、副委員長は都市計画課長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が、委員の中から議題に関連した委員を招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 第 2 条に規定する委員会の所掌事務について、調査、研究及び課題の整理をするほか、良好な景観の形成のために必要な事項を協議するため、委員会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGは、グループ長及び関係する職員（以下「グループメンバー」という。）をもって組織する。
- 3 WGのグループ長は、都市計画課長をもって充てる。
- 4 WGの会議は、グループ長が招集し、その議長となる。
- 5 グループ長は、必要があると認めるときは、グループメンバー以外の職員に対し、会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めること

ができる。

6 グループ長は、WGの会議の結果を、委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会及びWGの庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会及びWGの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員

職 名				
政策推進課長	交通政策課長	財政課長	資産経営課長	生活課長
文化国際課長	スポーツ課長	観光政策課長	こども施設課長	
にぎわい商業課長	農村整備課長	建築指導課長	建築住宅課長	
市街地整備課長	区画整理課長	道路建設課長	道路管理課長	
公園緑地課長	公園管理事務所長	水道整備課長	下水道整備課長	
下水道施設課長	消防局総務課長	教育施設課長	文化財保護課長	
生涯学習課長	図書館長			

※委員選出の考え方（要綱には掲載しない）

■政策的・財政的観点をもつ部署

■複数の公共建築物・開発等を所管する部署（単体所有は対象外）

■民間建築物・開発等の支援等を所管する部署